

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
諫早支局	大村市中岳町
	大村市東野岳町
	大村市重井田町
島原支局	島原市北門町
	島原市新田町
	島原市片町
	島原市本光寺町
	島原市南柏野町
	島原市柿の木町
	島原市柏野町
	島原市城見町
	島原市下の丁
	島原市上の町
	島原市中町
佐世保支局	佐世保市東浜町
	佐世保市城間町
	佐世保市天神町
	佐世保市天神二丁目
	佐世保市天神三丁目
	佐世保市天神四丁目
	佐世保市天神五丁目
	佐世保市白岳町
	西海市西彼町平山郷
	東彼杵郡波佐見町小樽郷

（注）所有者等の探索の対象となる地域は、地番区域単位で記載すること。